

労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会

開催要綱

1. 目的

高齢者の医療の確保に関する法律（以下、高齢者医療法と言う。）が平成18年6月に成立し、平成20年度から40歳以上の国民に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられた。

高齢者医療法においては、労働安全衛生法に基づき事業者が実施した定期健康診断の結果について、医療保険者が事業者に対して提出を求めることができることとなっている。また、特定健康診査・特定保健指導の実施に当たり参考とする「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」が健康局の検討会において示されている。

このプログラムに示されている内容と労働安全衛生法に基づき実施されている定期健康診断等との考え方を整理し、労働安全衛生行政における定期健康診断等のあり方を医学的な観点からとりまとめを行うため、労働基準局長のもとに有識者の参集を求め、所用の検討を行う。

2. 検討内容

- ① 労働安全衛生法における定期健康診断等の健診項目について
- ② 労働安全衛生法における保健指導について
- ③ その他「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」において示されている項目について
 - ・ 検診結果の保存・提出方法 等

3. その他

- ① 本検討会に座長をおく。
- ② 座長は検討会の議事を整理する。
- ③ 本検討会は必要に応じ、別紙参集者以外の有識者等の出席を依頼することができる。
- ④ 本検討会は、原則として公開とする。
- ⑤ 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課において行う。
- ⑥ この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」

参集者名簿

(敬称略)

相澤 好治 北里大学医学部長
今村 聡 日本医師会常任理事
堀江 正知 産業医科大学教授
○ 和田 攻 東京大学名誉教授

○：座長 (50音順)

労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会の必要性

1 労働安全衛生法における定期健康診断等の考え方

- ・労働安全衛生法では、事業者に対して、労働者の健康の保持増進、疾病の早期発見、予防のみならず、労働者の就業の可否、適正配置、労働環境の評価などを判断するために、年1回の定期健康診断等の実施を義務づけている。
- ・そのような中で、定期健康診断の項目は、脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から項目の追加を行っている。
- ・今後も科学的知見等に基づき、必要な改正を行う必要がある。

2 労働安全衛生法における定期健康診断等と他法令との関係

(1) 健康増進法に基づく健康診査等指針との関係について

- ・労働安全衛生法第70条の3により、定期健康診断等はこの健康診査等指針と調和が保たれていなければならないとされている。
- ・健康診査等指針は、健康増進実施事業者に対して生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査等の実施に関し、共通する基本的な事項を定めたものである。
- ・健康診査等指針は、健康局の検討会で示された「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」を踏まえ、必要な改正を実施する予定。また、平成20年度から施行される高齢者の医療の確保に関する法律（以下、高齢者医療法という。）に基づき、医療保険者に実施が義務づけられる特定健康診査・特定保健指導は、当該指針及びプログラムを踏まえ実施される予定。

(2) 高齢者医療法との関係について

- ・高齢者医療法では、医療保険者が40～74歳の被保険者に対して、脳・心臓疾患等に結びつく生活習慣病患者及び予備群を抑制するために、1年に1回特定健康診査・特定保健指導を行わなければならない。
- ・高齢者医療法では、事業者は医療保険者の求めに応じて、労働安全衛生法に基づいて実施した定期健康診断の結果を、医療保険者に提供しなければならない。

〔健康局、保険局においても健診項目や特定健診の運用等について、検討会が開催されており、労働安全衛生法との関係について議論されている。〕

3 検討の必要性

- ・脳・心臓疾患に適切に対応するために、2の(1)で示された「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」に含まれる健康診断項目は、労働安全衛生の観点からどのように取り扱うべきか。
- ・特定保健指導と労働安全衛生法上の保健指導等の取扱いについてどのように整理すべきか。

「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」論点（案）

【論点（案）】

1. 定期健康診断等に関する項目（問診項目を含む。）について

- ・今般、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において脳・心臓疾患等に対応する観点から、新たな医学的知見等をもとに、健康診断・保健指導について検討が行われ方向性が示された。
- ・現在の労働安全衛生法に基づいて行われている定期健康診断等の項目と標準的な健診・保健指導プログラムで示された特定健診の項目案とにズレが生じている。

（例）LDLコレステロールの検査、血清クレアチニン、ヘモグロビンA1c、血清尿酸の検査、ヘマトクリット値、尿潜血の検査、眼底検査、腹囲等

- ・また、問診についても、標準的な健診・保健指導プログラムで示された問診項目について、詳細に労働安全衛生法施行規則で定められていないところである。

（例）喫煙歴 服薬歴 等

⇒ 従来からの労働安全衛生法の健診項目の考え方や、法律上の調和規定等を勘案すると、今回示された健診項目等について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等においても、医学的な観点とあわせて労働安全衛生の観点から、その整合性等を含め検討すべきではないか。

2. 保健指導について

- ・高齢者医療法においては、特定保健指導の実施を医療保険者に義務づけており、一方労働安全衛生法では保健指導を事業者の努力義務としており、各々の保健指導を一体的に行うのか、その場合の実施主体はどこか等の課題がある。
- ・事業者が行う保健指導に関して、産業医をはじめとした産業保健スタッフ等の人材の活用と健診との一体的な運用が「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」に明示されていない。

⇒ 保健指導については、事業者が努力義務で行っている保健指導について、健診との一体的な運用や人材の有効活用という観点から、保健指導に関する運用について検討すべきではないか。

参考) 高齢者医療法に基づく特定健康診査と労働安全衛生法における定期健康診断の違い

	高齢者医療法	労働安全衛生法
対象者	40～74歳までの被保険者	労働者
健診の実施主体	保険者	事業者
健診実施義務	年度ごとに1回	1年以内ごとに1回
費用負担	保険者（保険料等）	事業者
保健指導	特定保健指導として保険者に実施義務	努力義務

参考資料)

定期健康診断の項目変更について (概要)

平成元年改正について

昭和63年1月 中央労働基準審議会 建議 「労働安全衛生法令の整備について」

昭和63年 「定期健康診断のあり方について」健康診断検討委員会報告書

- 肝機能検査の追加 → 慢性肝疾患による労働者の労働適応能力の低下。
- 血中脂質検査の追加 → 虚血性心疾患のスクリーニングや脳血管障害の要員となる動脈硬化の指標として定着している。
- 貧血検査の追加 → 易疲労等労働適応能力の低下を来たし問題となる症状である。自動分析器も普及してきた。
- 心電図検査の追加 → 心臓に対する労働負荷の評価や不整脈、虚血性変化を把握できる。

平成元年6月30日 労働安全衛生規則改正

平成元年10月1日 改正規則施行

平成10年改正について

平成8年1月19日 中央労働基準審議会 建議 「労働者の健康確保対策の充実強化について」

現行の一般健康診断項目においては、高血圧性疾患、虚血性心疾患等の脳・心臓疾患等の早期発見とその後の健康管理に資する健康診断項目が十分含まれていない。

平成9年10月 「健康診断の項目に関する検討会報告書」

- 脳・心臓疾患に関連した健康診断項目の追加 (HDLコレステロール、血糖検査 (ヘモグロビンA1cでの代替も可))
- 医師の判断により健康診断項目の省略ができる範囲の見直し
 - HDLコレステロール → 低値の場合に冠動脈疾患発生の危険度が高い等、総コレステロールとは別の情報源として有用
 - 血糖検査 → 尿糖検査のみでは糖尿病の見逃しが多く、病的でない腎性糖尿も存在。糖尿病自体今後の増加も見込まれ、早期発見が重要とされているため。

平成10年6月24日 労働安全衛生規則改正

平成11年11月1日 改正規則施行 (健康診断項目の追加分)

安衛則における健診項目と標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）に示された健診項目

		労働安全衛生法	暫定版項目
対 象		全労働者	40～74歳の被保険者
診 察 等	問診 (既往歴及び業務歴の調査)	○	○
	(喫煙歴等)		○
	身体計測 (身長)	● 1	○
	(体重)	○	○ (肥満度・標準体重も)
	(腹囲)		○
	視力	○	
	聴力	○	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
	血圧	○	○
胸部エックス線検査		○	
喀痰検査		□ 1	
貧 血 検 査	ヘマトクリット		□
	血色素量	● 2	□
	赤血球数	● 2	□
肝 機 能 検 査	G O T	● 2	○
	G P T	● 2	○
	γ-G T P	● 2	○
血 中 脂 質 検 査	血清総コレステロール	● 2	
	血清トリグリセライド	● 2	○ (中性脂肪)
	H D L コレステロール	● 2	○
	L D L コレステロール		○
血 糖 検 査	空腹時血糖	● 2	○
	ヘモグロビンA 1 c	(□ 2)	○
尿 検 査	蛋白	○	□
	糖	● 3	□
	潜血		□
心電図検査		● 2	□
血清クレアチニン			○
血清尿酸			○
眼底検査			□

□ : 医師の判断に基づき選択的に実施 (40歳～74歳)

□ 1 : 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

□ 2 : 血糖検査については、ヘモグロビンA 1 c で代替も可 (平成10年12月15日 基発第697号)

● 1 : 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

● 2 : 35歳及び40歳以上の者については必須項目 (それ以外の者については、医師の判断に基づき省略可)

● 3 : 血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可